

II 指定申請について

1 指定申請のスケジュール

指定日（事業開始が可能となる日）は、毎月1日を基本とします。

申請書の提出期限は、指定を受けようとする月の前々月の末日です。

※例えば6月1日に指定を受けたい場合、4月30日が申請書の提出期限です。

〈申請から指定までの主な流れ〉

	時期	内容等
①事前相談 ※事前に担当者と電話にて日時を調整してから来庁してください。	随時	<ul style="list-style-type: none">・事業計画等について、お尋ねするとともに、申請手続等について御説明いたします。・来庁の際は、事業計画書・使用予定の建物の図面等を御持参ください。
②申請書提出	<u>指定を受けようとする月の前々月の末日まで</u>	<ul style="list-style-type: none">・申請書類一式を提出してください。・提出時点で全ての書類を整えていただく必要があります。・窓口への持参、郵送、電子申請のいずれかの方法で提出してください。※栃木県から初めて指定を受ける場合は、障害福祉課の窓口までご持参ください。
③審査	指定予定月の前月	<ul style="list-style-type: none">・各サービスに係る指定基準等を満たしているかどうかの審査を行います。・書類の補正等を指示する場合がありますので、速やかに対応願います。
④指定		<ul style="list-style-type: none">・審査の結果、指定要件を満たしている場合は、指定指令書を送付します。・指定された事業者の情報については、栃木県公報に掲載するとともに、栃木県ホームページの事業所一覧に掲載します。

